

新技術を用いた路面性状調査等業務委託 公募型プロポーザル企画提案募集要領

この企画提案募集要領は、「新技術を用いた路面性状調査等業務委託」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名

新技術を用いた路面性状調査等業務委託

2 目的

本業務は、スマートフォンやドライブレコーダー等による路面状態の撮影データを用いて、AIによる点検・診断により管内の路面状態の把握及び、履行期間内の道路管理業務における日常パトロール支援（ポットホール、区画線の擦れ等の検知等）を目的とする。

3 業務内容

別紙「新技術を用いた路面性状調査等業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、内容については、企画提案書を基本とするが、発注者と受注者で協議の上、企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日（金）まで

5 事業費（委託上限額）

金 35,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 実施場所

宮城県内一円

第2 応募資格

この企画提案に参加を申し込む者（以下「企画提案者」という。）は次の全ての資格・要件に該当するものでなければならない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- 4 この業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 6 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 7 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 8 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 9 宮城県内に活動拠点（本社又は営業所）を有し、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール（予定を含む）

企画提案募集開始	令和 6 年 5 月 17 日（金）
募集内容に関する説明会	令和 6 年 5 月 23 日（木）午前 10 時から
質問受付開始	令和 6 年 5 月 23 日（木）説明会終了後から
質問受付締切	令和 6 年 5 月 29 日（水）正午まで
質問への回答	令和 6 年 6 月 7 日（金）
企画提案書類提出締切	令和 6 年 6 月 18 日（火）午後 5 時まで
企画提案に関する選定委員会の開催	令和 6 年 6 月 26 日（水）【予定】
選定結果の通知及び公表	令和 6 年 6 月下旬【予定】
契約締結	令和 6 年 7 月上旬【予定】

第4 応募手続

1 説明会の開催

説明会を次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 令和 6 年 5 月 23 日（木）午前 10 時から
- (2) 開催場所 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室
- (3) 参加人数 1 事業者につき最大 2 名とする。
- (4) 申込先 宮城県土木部道路課道路管理班

(5) 申込方法 別紙様式「説明会参加申込書」を用いて、電子メールの方法のみにより受け付けるものとする。

電子メールアドレス roadkn@pref.miyagi.lg.jp

(6) 申込期限 令和6年5月22日(水)午後5時まで

(7) 持ち物 本募集要領及び仕様書

2 質問の受付

(1) 受付期間 令和6年5月23日(木)説明会終了後から

令和6年5月29日(水)正午まで(必着)

(2) 質問先 宮城県土木部道路課道路管理班

(3) 質問方法

下記のメールアドレス宛て、質問書(様式第1号)を添付ファイルとして送付すること。他手段(電話、ファクシミリ、直接の来庁等)での質問や、受付期間を過ぎて送付された質問は受け付けない。

電子メールアドレス：roadkn@pref.miyagi.lg.jp

(4) 回答方法

令和6年6月7日(金)までに、宮城県土木部道路課のホームページに掲載する。企画提案者は必ず全ての質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な企画提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

3 企画提案への参加申込み

(1) 提出期限 令和6年6月18日(火)午後5時

(2) 提出先 宮城県土木部道路課道路管理班

〒980-8570(住所記載不要)

宮城県行政庁舎8階北側

(3) 提出方法

郵送または持参(持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。)

(4) 提出書類

イ 企画提案参加表明書(様式第2号) 1部

ロ 企画提案応募資格に係る宣誓書(様式第3号) 1部

ハ 企画提案書等の提出(様式第4号) 1部

ニ 企画提案書(任意様式) 7部

※A4判両面印刷とし、ページ番号を付してクリップ留めすること。

※表紙に事業者名を記入すること。

※仕様書記載の業務内容を踏まえ、次の項目を含む構成とすること。

※新技術を用いた路面性状調査実施方針、調査により把握できる項目（ポットホール、区画線の擦れ等）、人員体制、貸与機器の配置計画、自由企画提案、類似業務の実績

ホ 事業経費見積書（任意様式）

※A4判片面印刷とし、別紙仕様書の記載に基づき、単価、数量、金額を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

4 留意事項

- (1) この企画提案のために要する全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等について、提出後の差替え、変更、取消及び再提出は認めない。
また、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等の内容について、県が設置する選定委員会の開催に先立ち事務局から説明を求める場合がある。

第5 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類、プレゼンテーション及びその質疑応答の総合評価により評価を行う。

各委員の評価点の合計が満点の6割以上で、かつ、評価点が高い順に付けた評価点順位の合計が小さい企画提案者から順に順位を決定する。評価点順位の合計が同点1位の場合は、当該企画提案者を評価点順位第1位とした委員数が多い企画提案者を、更に評価点順位第1位とした委員数が同数の場合は、各委員の評価点の総合計が高い企画提案者を、更に評価点の総合計が同点の場合は、当該企画提案者の中で委員長の評価点が高いものを第1位とし、本業務の委託候補として選定する。

なお、企画提案者が多数の場合は、あらかじめ提出書類による予備審査を行い、上位5者程度を選抜し提出書類及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による本審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、本業務の委託候補として決定する。

応募者がいない場合、応募者全員が失格した場合又はすべての提案が事業目的を達することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度企画提案を募集する。なお、再公募の実施に当たっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。

【プレゼンテーションについて】

- 1 日時 令和6年6月26日(水) 予定
- 2 場所 宮城県行政庁舎又は宮城県自治会館
※ 日時及び場所の詳細については、別途企画提案者に連絡する。
- 3 実施方法
 - ・出席者は、企画提案者1者につき3人以内とする。
 - ・企画提案者1者あたりの持ち時間は20分以内(説明10分以内、質疑応答10分以内)とする。
 - ・事前に提出された企画提案書を用いてプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。
 - ・プレゼンテーションの際にサンプル動画の使用を希望する場合は、企画提案書類提出時に事務局担当職員に申し出、プレゼンテーション当日にSDカード又は指定のストレージサービス(Sendfile)により動画ファイルを提出すること。映写機材は事務局が準備する。

第6 評価基準・配点

次の審査項目、審査内容及び配点による。

審査項目	審査内容		配点
同種又は類似業務の実績(企業)	同種又は類似業務の実績数	当該業務の内容に類似する業務の履行実績があるか	15
技術提案	業務フロー及び工程計画	業務フロー及び工程計画は妥当か	10
	舗装状態を定量的に把握するための手法	新技術と路面性状調査業務について十分な理解があり、路面の舗装状態を定量的に把握するための手法及び評価手法が妥当か	30
	日常パトロールから得られたデータの利活用に関する具体的提案	ポットホールの抽出、区画線の擦れの検知等、道路管理に資するデータの収集が可能であり、道路管理業務の効率化に関する具体的提案か	20
	解析精度	路面性状データ等の解析精度は妥当か	10
技術提案に係る具体的な施行計画	現地の条件を踏まえた施行計画	現地条件を踏まえた詳細な工程計画であり、品質管理等に優位な工夫や品質向上が見られるか	15
評価点の合計			100

審査内容ごとに A から E までの 5 段階で評価し、配点に評価に応じた以下の係数を乗じて得た数値を評価点とする。

評価	A	B	C	D	E
	特に優れている	優れている	適当である	やや適当でない	適当でない
係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0

第7 失格事由

次の要件に該当したときは、失格とする。

- 1 「第2 応募資格」に違反した場合
- 2 提出書類に不備があった場合
- 3 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- 4 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

- 5 企画提案書提出後、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に規定する資格制限を受けた場合
- 6 企画提案書提出後、宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に該当すると認められた場合
- 7 企画提案者が故意に選定委員会委員に接触した場合
- 8 その他公正な企画提案の執行を妨げたと認められた場合

第8 企画提案者が1者又は企画提案者がいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も選定委員会の委員全員による審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、本業務の委託候補者として決定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集することがある。

第9 選定・非選定結果の通知方法

予備審査における非選定及び本審査における選定・非選定の結果については、後日、全ての企画提案者に対し、文書で通知する。ただし、本審査についてはプレゼンテーション審査に参加した企画提案者に限る。

なお、審査・選定結果及び講評等に関する質問には応じない。

第10 選定結果の公表方法

選定された委託候補者の名称、参加した企画提案者の名称、評価点順位の合計等を道路課のホームページに公表する。

なお、参加した企画提案者が2者の場合は、非選定者の評価点順位の合計が特定されないようその記載は省略する。

第11 提出関係書類の様式

- 別紙様式：説明会参加申込書
- 様式第1号：質問書
- 様式第2号：企画提案参加表明書
- 様式第3号：企画提案応募資格に係る宣誓書
- 様式第4号：企画提案書等の提出
- 様式第5号：取下願

第12 その他必要な事項

1 委託候補者選定後の手続

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した委託候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結するため、優先交渉者から見積書を徴収する。見積価格が予定価格の範囲内である場合をもって当該委託候補者を受注者に決定し、契約を締結する。ただし、特別な理由により優先交渉者と契約締結ができない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議の上、契約書を作成する。

(3) その他契約に関する事項

イ 県は、業務の委託に際して、選定された企画提案書等の内容をもとに、別紙仕様書の記載事項を追記、変更又は削除することができる。

ロ 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本業務による成果品が第三者の知的財産権を侵害することがないように、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

ハ 本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、事業の目的を推進するための二次的な利用も可能となるように対応すること。

ニ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

ホ 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。